

島根原子力発電所 2 号機に係る設置変更許可等の状況 及び今後の市の対応について

原子力規制委員会は、中国電力株式会社が平成 2 5 年 1 2 月 1 5 日付けで申請していた島根原子力発電所 2 号機の発電用原子炉設置変更許可申請について、令和 3 年 9 月 1 5 日に許可しました。

また、令和 3 年 9 月 1 4 日、島根原子力発電所 2 号機の再稼働判断に係る知事・3 市長会議が開催されました。

については、これらの状況と今後の市の対応について、下記のとおり報告します。

記

1. 島根地域における原子力防災の取組について

説 明 者：内閣府

説明資料：別添資料 1・資料 2・資料 3

2. 国のエネルギー政策について

説 明 者：資源エネルギー庁

説明資料：別添資料 4

3. 島根原子力発電所の概要および必要性について

説 明 者：中国電力株式会社

説明資料：別添資料 5

4. 島根原子力発電所 2 号炉に関する審査の概要

説 明 者：原子力規制庁

説明資料：別添資料 6

5. 島根原子力発電所 2 号機の再稼働判断に係る知事・3 市長会議の開催状況について

説 明 者：出雲市防災安全部

説明資料：本資料 2 ページ

6. 今後の市の対応について

説 明 者：出雲市防災安全部

説明資料：本資料 4 ページ

5. 島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議の開催状況について

- (1) 日 時 令和3年9月14日(火) 13時30分～14時30分
(2) 会 場 くにびきメッセ 国際会議場
(3) 出席者 ①構成員 島根県知事、出雲市長、安来市長、雲南市長
②オブザーバー 中国電力株式会社

(4) 議事内容

①会議設置要綱の制定について(別紙1)

- 制定要旨 島根原子力発電所2号機の再稼働判断にあたり、県が周辺3市の考えをよく理解し、意見を汲みとるための会議を設置する。
- 協議結果 了承
- 質疑

(雲南市長発言要旨)

- ・会議の目的が、島根原子力発電所2号機の再稼働判断に限定されている理由は何か。
- ・市側から会議の招集を要請することはできるのか。
- ・周辺3市の考えは、会議の場で回答を求められるのか。回答の期限を区切るのか。

(事務局回答要旨)

- ・現時点における重要な判断は、島根原子力発電所2号機の再稼働であるため、そのための会議としている。3市のご意見を伺ったうえで、同様な会議を開催することを検討したい。
- ・市長から会議開催の要請があれば、対応する。
- ・周辺3市からの回答は、会議の場でも述べていただきたい。文書でも照会する。回答期限は考えていない。

②「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書の改定について(別紙2)

- 改定要旨 「立入調査の要請」及び「措置要求の意見聴取」の項目を追加
- 協議結果 了承
- 質疑 なし

③「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」の運営要綱の改定について(別紙3)

- 改定要旨 「核燃料物質等の輸送の事前連絡」に係る条項を、立地自治体と同じ記載に変更
- 協議結果 了承
- 質疑 なし

④今後のスケジュール

第2回会議（日程未定）

- (1) 県から、原子力安全顧問会議、安全対策協議会等の意見の報告
- (2) (1)に対する国・中国電力の見解の説明
- (3) (2)に対する県の見解の説明
- (4) 意見交換

⑤意見交換

（出雲市長発言要旨）

- ・立地自治体と同様な安全協定の締結を求めていくという立場に変わりはない。
- ・県が、島根原子力発電所2号機の再稼働をはじめ重要な判断を行う際は我々の意見を十分反映いただきたい。
- ・段階的避難の住民理解は非常に重要であり、県においても引き続き周知活動をお願いしたい。
- ・広域避難計画については、実効性の向上に努めていただきたい。
- ・一時集結所の老朽化対策など、財政面も含め、県から一層の支援をお願いしたい。

（安来市長発言要旨）

- ・立地自治体と同様な安全協定の締結を求めていくという立場に変わりはない。
- ・確実に3市の意見等を反映できるような運営をお願いしたい。
- ・島根地域の緊急時対応は、新しい知見を取り入れながら不断の改善を図っていく必要がある。
- ・広域避難の実効性を高めるうえで、県の主導のもと取組を進めていただきたい。
- ・防災対策以外の地域経済の活性化や地域振興など、多方面での支援を検討いただきたい。

（雲南市長発言要旨）

- ・立地自治体と同様な安全協定の締結を求めていくという立場に変わりはない。
- ・県においては、意見を十分に反映していただきたい。
- ・緊急時対応について、国、県において十分な説明をお願いしたい。
- ・災害発生時のサテライトオフィスや避難経路の災害対策など、防災機能の拡充に、さらに配慮いただきたい。
- ・立地自治体とは事前了解権以外にも、税収や地域振興に向けた財源の違いがある。そうした差異を縮小することも、再稼働を容認するかどうかという心理的な要素と考えているので検討をお願いしたい。

(知事発言要旨)

- ・ 3市の市民・県民の皆様の意見を反映できるような運営をしていきたい。
- ・ 県としても、国や中国電力から2号機の再稼働について、様々な疑問に直接説明いただくことは必要と考えている。
- ・ 防災対策について、住民理解の促進や県の広域避難計画、各市の避難計画等の具体化、充実化への継続的な取組は、県も重要なことと考えており、各市と連携しながら取り組んでいく。
- ・ 防災対策を通じて、地域の経済活性化といった観点からの3市への支援について、県として検討していきたいというふうに考えており、県だけで対応が難しいものは、国へ要望していくことも検討していきたい。

6. 今後の市の対応について

(1) 安全協定に関する手続き

- ① 中国電力株式会社に対し、「事前了解」も含め立地自治体と同様の安全協定の締結を引き続き求めていきます。
- ② その上で、知事・3市長会議で了承された次の覚書等を改定します。
 - ・ 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書
 - ・ 「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定の運営要綱」

(2) 周辺3市長合同による島根原子力発電所2号機の視察について

- ① 目 的 2号機の原子炉建物及び安全対策の視察
- ② 日 時 令和3年10月19日(火) 13時～16時(予定)

(3) 住民説明会の開催

県及び本市は、島根原子力発電所2号機の審査結果をはじめ、万が一の原子力災害に備えた原子力防災の取組、原子力発電の必要性などについて、国及び中国電力株式会社から説明を聞く住民説明会を開催します。

- ① 日 時 令和3年10月24日(日) 13:00～16:00
[開場12:00]

② 会 場 出雲市民会館 大ホール

③ 説明会の内容

- ・ 島根原子力発電所2号機の審査結果について(原子力規制庁)
- ・ 島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制について(内閣府)
- ・ 国のエネルギー政策について(資源エネルギー庁)
- ・ 島根原子力発電所の安全対策、必要性について(中国電力株式会社)

【参考：その他の会場】

日 時	会 場
10月23日(土) 13:00～16:00	鹿島文化ホール
10月29日(金) 18:00～21:00	鹿島文化ホール
10月30日(土) 13:00～16:00	くにびきメッセ 国際会議場
10月31日(日) 13:00～16:00	雲南市加茂文化ホール ラメール
11月6日(土) 13:00～16:00	安来市総合文化ホール アルテピア
11月7日(日) 13:00～16:00	くにびきメッセ 国際会議場

(4) 「出雲市原子力発電所環境安全対策協議会」及び「出雲市原子力安全顧問会議」の開催について

①出雲市原子力発電所環境安全対策協議会

- 設置目的 島根原子力発電所の周辺環境への影響、安全対策等を把握し、市民の健康と安全の確保に資する。
- 委 員 別紙4のとおり
- 開催時期 10月下旬～11月上旬を予定

②出雲市原子力安全顧問会議

- 設置目的 平常時及び緊急時における原子力災害の防災対策、原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得る。
- 顧 問 別紙5のとおり
- 開催時期 10月下旬～11月上旬を予定

(5) 出雲市広域避難計画の改定について

本市の広域避難計画については、平成24年に策定して以降、適宜、見直しを行っています。この度、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、島根県広域避難計画等の改定を踏まえ、本計画の改定を行いました。

①原子力災害に備えた出雲市広域避難計画・・・別冊

②改定の主なポイント

(1)避難退域時検査及び簡易除染の実施

住民等が広域避難する過程において、避難退域時検査及び簡易除染を実施する旨を記載

※避難退域時検査及び簡易除染とは

原子力災害時において避難等を行う際に、住民等の放射性物質による外部汚染がないかを確認します。検査の結果、外部汚染があった場合には、簡易除染等を実施します。

(2)避難退域時検査候補地の選定及び避難ルートの見直し

県において、避難退域時検査候補地が選定され、また避難ルートの一部見直しが行われているため、これらの内容を計画に反映

※本市市民の利用が想定されている避難退域時検査候補地

- ①道の駅キララ多伎周辺（出雲市多伎町多岐）
- ②浜山公園（出雲市大社町北荒木）
- ③東部高等技術校（出雲市長浜町）
- ④湖陵総合公園（出雲市湖陵町三部）
- ⑤出雲市佐田行政センター（出雲市佐田町反辺）
- ⑥道の駅掛合の里（雲南市掛合町掛谷）
- ⑦道の駅たたらば壺番地（雲南市吉田町民谷）

(3)安定ヨウ素剤の配布・服用

県が策定した「安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、本市における安定ヨウ素剤の配布体制、緊急配布場所等について記載

※安定ヨウ素剤とは

安定ヨウ素剤を事前に服用すると、放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を防ぐことができるため、甲状腺への放射線被ばくを低減させる効果があります。避難や一時移転等にあわせ、国等の指示で服用します。

(4)一時集結所の見直し

避難対象となっている各地区に数箇所設定している一時集結所の見直し

※一時集結所とは

原子力災害時の避難の際、バスで避難される方が集合し、バスに乗車するまでの間、屋内退避ができる施設です。対象地区のコミュニティセンターや小・中学校を中心に選定しています。

島根原子力発電所 2 号機の再稼働判断に係る知事・3 市長会議設置要綱(案)

(本会の目的)

第 1 条 島根県が出雲市、安来市及び雲南市（以下「周辺 3 市」という。）と締結する「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書（以下「覚書」という。）に基づき、島根県が島根原子力発電所 2 号機の再稼働の判断にあたって、周辺 3 市それぞれの考えをよく理解し意見をくみ取るために、本会を設置する。

(委員の構成)

第 2 条 本会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 島根県知事
- (2) 出雲市長
- (3) 安来市長
- (4) 雲南市長

2 前項各号に掲げる者のほか、国、中国電力、その他構成員が必要と認める者に説明者として参加を求めることができるものとする。

(本会の開催)

第 3 条 本会は、島根県知事が招集する。

- 2 本会は、原則として公開する。
- 3 本会の司会は島根県防災部長が行う。

(考えの聴取)

第 4 条 島根県は、覚書に基づき、島根原子力発電所 2 号機の再稼働の判断にあたって、周辺 3 市の考えを聴き、よく理解するために必要な事項について意見交換するものとする。

- 2 島根県は、県に対する周辺 3 市の考え等を踏まえ、県として必要な対応について周辺 3 市に説明するものとする。
- 3 島根県は、国や中国電力に対する周辺 3 市の考え等について、国に伝えるとともに、周辺 3 市の考え等への対応について回答するよう求めるものとする。
- 4 周辺 3 市は、前 2 項の説明及び回答があった後、最終的な考えを島根県に伝えるものとする。

(県の判断の説明)

第 5 条 島根県は、総合的に判断した島根原子力発電所 2 号機再稼働に関する重要な判断や回答を、周辺 3 市に説明するものとする。

(庶務)

第6条 本会の庶務は、島根県防災部原子力安全対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は島根県が定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書 新旧対照表

改正前	改正後
<p>島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の事項を経ることを確認する。</p> <p>1 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。</p> <p>2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。</p> <p>3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。 その際、乙から甲に対し、意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>平成25年10月29日</p> <p>甲 島根県知事 溝口善兵衛</p> <p>乙 出雲市長 長岡秀人</p> <p>安来市長 近藤宏樹</p> <p>雲南市長 速水雄一</p>	<p>島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「県安全協定」という。）について下記のとおり確認する。</p> <p>1 県安全協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、次の（1）から（3）の事項を経ることとする。</p> <p>(1) 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。</p> <p>(2) 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。</p> <p>(3) 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。 その際、乙から甲に対し、意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。</p> <p>2 乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認められる場合には、甲に対し、県安全協定第1.1条に定める立入調査の実施を要請することができるものとする。</p> <p>3 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認められる場合は、乙に意見を聴取の上、県安全協定第1.2条に定める適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを、中国電力に対し、求めるものとする。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>甲 島根県知事 丸山達也</p> <p>乙 出雲市長 飯塚俊之</p> <p>安来市長 田中武夫</p> <p>雲南市長 石飛厚志</p>

出雲市、安来市、雲南市との安全協定改定案

○「燃料輸送情報」に係る規定

	現行	改定案	内容
<p>運営要綱</p> <p>2 連絡様式は、別に定めるものとする。</p>	<p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡) 第4条 協定第6条に規定する連絡は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。</p>	<p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡) 第4条 協定第6条に規定する連絡は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。</p> <p>(3) <u>丁は、関係法令に基づき、輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。</u></p> <p>(4) <u>やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。</u></p> <p>2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、<u>輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。</u></p> <p>3 連絡様式は、別に定めるものとする。</p>	<p>○立地自治体と同じ記載に変更(追記)</p>

「出雲市原子力発電所環境安全対策協議会」委員名簿

【任期:令和2年4月1日～令和4年3月31日】

委員区分	区分	推薦団体名称等	氏名	役職名等
第1号委員	市議会	出雲市議会	板垣 成二	副議長
		出雲市議会	大場 利信	総務委員長
		出雲市議会	西村 亮	資源政策推進特別委員長
第2号委員	漁業団体	J F し ま ね	青山 博之	大社支所長
	農業団体	J A し ま ね 出 雲 地 区 本 部	岡田 達文	本部長
		J A し ま ね 斐 川 地 区 本 部	多々納 浩之	統括部長
	商工団体	出雲商工会議所	山岡 尚	専務理事
		平田商工会議所	長岡 明生	専務理事
	観光関係	出雲観光協会	藤原 恵美	理事
	消防団	出雲市消防団	河原 基	団長
	労働団体	連合島根出雲・雲南地域協議会	白築 誠志	議長
	女性団体関係	出雲市連合婦人会	浅津 知子	会長
		出雲市男女共同参画まちづくりネットワーク会議	川光 栄子	副会長
	医療関係	出雲医師会	堀江 卓史	会長
	学校関係	出雲市小学校長会	森 弘	会長
	地域代表	出雲地域自治協会連絡協議会	小村 貞雄	会長
		平田地域自治協会連合会	三島 安裕	会長
		佐田自治協会	糸賀 元次	副会長
		多伎地域自治協会連合会	坂根 守	会長
		湖陵町区会連合会	森山 健治	副会長
		大社地域自治協会連合会	周藤 和雄	副会長
		斐川地域自治協会連合会	庄司 清吉	副会長
	介護団体	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会	岡田 浩史	副会長
	福祉団体	出雲市社会福祉協議会	渡部 英二	会長
		出雲市民生委員児童委員協議会	福間 哲男	理事
	PTA関係	出雲市PTA連合会	黒崎 智之	副会長
	子育て関係	出雲市保育協議会	石川 佳照	防災対策委員長
	環境関係	出雲市環境保全連合会	錦織 隆行	会長
	青年関係	出雲青年会議所	森本 隆史	会計理事
	公募団体	新日本婦人の会出雲支部	景山 祐子	支部長
島根原発・エネルギー問題県民連絡会出雲支部		有田 周二	事務局長	
出雲すこやか会		倉塚 香織	事務局長	
第3号委員	出雲市	出雲市	飯塚 俊之	市長
		出雲市	伊藤 功	副市長
		出雲市教育委員会	杉谷 学	教育長

出雲市原子力安全顧問名簿

【任期：令和3年9月1～令和5年8月31日 ※一部の方を除く】

(五十音順)

名前	専門分野	所属・職名
赤塚 洋	核燃料リサイクル工学	東京工業大学 科学技術創成研究院 ゼロカーボンエネルギー研究所 准教授
浅沼 徳子	核燃料化学 原子力化学工学	東海大学 工学部原子力工学科 准教授
香川 敬生	強震動地震学	鳥取大学大学院 工学研究科 教授
島田 洋子	環境リスク工学	京都大学大学院 工学研究科 准教授
清 哲朗	放射線医学	岡山画像診断センター 副院長
野口 和彦	原子力防災 リスクマネジメント	横浜国立大学 IASリスク共生社会創造センター 客員教授
橋本 憲吾	原子炉物理学	近畿大学 原子力研究所 教授